

大和市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年1月29日

大和市監査委員 中村正樹

大和市監査委員 赤嶺太一

1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査対象 市民経済・にぎわい創出部

3 監査対象期間 令和7年1月～令和7年12月

4 監査年月日 令和8年1月29日

5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、市民経済・にぎわい創出部（つながり推進課、市民相談課、産業活性課、農業応援課、にぎわいイベント課）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金等交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) 現金取扱に関する事務
- (12) 金券等の受払に関する事務
- (13) 証紙売りさばきに関する事務
- (14) 中小企業事業資金支援に関する事務
- (15) 計量器定期検査手数料徴収に関する事務

(16) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務

6 主な着眼点

- ・予算執行が適正かつ効率的に行われているか
- ・収入調定の時期及び金額は適正か
- ・契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
- ・補助金等の交付時期、金額、実績報告等は適正か
- ・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
- ・前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果

財務に関する事務等の執行は、おむね適正に執行されている
ものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。